



発行 新潟県  
号外 1  
平成27年6月24日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

924 知事指定薬物の指定(医務薬事課)



◎新潟県告示第924号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 知事指定薬物の名称  
2 - [(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール(通称名: 25C-NBOH)及びその塩類
- 2 指定の理由  
条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 3 指定の効力が発生する日  
平成27年6月25日